

令和8年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

令和8年8月14日

上場会社名 株式会社ウェッジホールディングス 上場取引所 東
コード番号 2388 URL <http://www.wedge-hd.com/>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 田代 宗雄
問合せ先責任者 (役職名) 開示担当 (氏名) 小竹 康博 (TEL) 03-6225-2161
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 無
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 令和8年9月期第3四半期の連結業績(令和7年10月1日～令和8年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
8年9月期第3四半期	771	27.9	△105	—	△1,235	—	△2,615	—
7年9月期第3四半期	603	△5.9	△42	—	10	—	87	—

(注) 包括利益 8年9月期第3四半期 △2,128百万円(—%) 7年9月期第3四半期 150百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
8年9月期第3四半期	△61.61	—
7年9月期第3四半期	2.07	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
8年9月期第3四半期	1,623	848	47.7
7年9月期	3,684	2,970	78.8

(参考) 自己資本 8年9月期第3四半期 775百万円 7年9月期 2,903百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
7年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00
8年9月期	—	0.00	—	—	—
8年9月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 令和8年9月期の連結業績予想(令和7年10月1日～令和8年9月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 無
新規 社(社名) 、除外 社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	8年9月期3Q	42,494,478株	7年9月期	42,494,478株
② 期末自己株式数	8年9月期3Q	39,400株	7年9月期	39,400株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	8年9月期3Q	42,455,078株	7年9月期3Q	42,455,078株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は : 有(義務)
監査法人によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、添付資料3ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
第3四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	7
第3四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(追加情報)	8
(セグメント情報等)	13
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	13
(収益認識関係)	13
(重要な後発事象)	13
独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書	14

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、増収減益となりました。売上高は7億71百万円（前年同四半期比27.9%増）、営業損失は1億5百万円（前年同四半期は42百万円の営業損失）、経常損失は12億35百万円（前年同四半期は10百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失は26億15百万円（前年同四半期は87百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

売上高は当社が営むコンテンツ事業の受注状況が堅調で、ロイヤリティ収入も順調に推移したことから、増収となりました。営業利益については、人件費や訴訟関連費用等の固定費が増加したことにより、減益となりました。経常利益については、持分法適用関連会社が営むDigital Finance事業の業績に加えて、同事業で抱えている訴訟の判決や進捗状況等を勘案した結果、12億55百万円の持分法による投資損失を計上することとなり、12億35百万円の赤字となりました。また、当社の昭和ホールディングス株式会社等に対する貸付金等の債権について回収可能性を検討した結果、13億84百万円の特別損失（貸倒引当金繰入額）を計上することとなり、親会社株主に帰属する四半期純損失は大幅な赤字となりました。今後とも訴訟等への対応や債権等の回収を地道に実施し、長期的に赤字を解消してまいります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更いたしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、従前と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

① コンテンツ事業

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高7億36百万円（前年同四半期比29.2%増）、セグメント利益は1億82百万円（同8.1%増）となりました。これは受注状況が堅調であったことと、ロイヤリティ収入も順調に推移したことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業は、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、ロイヤリティ収入が堅調に推移したことで、利益貢献を果たしております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益化して利益貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせしましたように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

② Digital Finance事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は減収減益となりました。当第3四半期連結累計期間における売上高は12億2百万円（前年同四半期比11.7%減）、投資損失(注)は12億55百万円（前年同四半期は79百万円の投資損失）となりました。(注)連結損益として取り込んだ持分法投資損失。これは当第3四半期連結累計期間の持分法適用関連会社からの取込損益を精査する過程において、Group Lease PCL.の業績並びに訴訟の判決とその進捗状況を勘案したことにより、損失を計上したことによるものです。

当第3四半期連結累計期間におきましては、各国において、政治経済の状況を踏まえ、事業継続を行っております。同事業を行うGroup Lease PCL.やその子会社がJ Trustグループとの係争が継続している状況を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、売上高・利益ともに減少しており、訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いており、今後数年間は継続するものと考えております。今後は、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

(2) 財政状態に関する説明

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて20億61百万円減少し、16億23百万円となりました。

流動資産は16億82百万円減少し、12億63百万円となりました。主な内訳は、現金預金の減少6億27百万円、短期貸付金の減少14億79百万円、貸倒引当金の減少4億74百万円等であります。

固定資産は3億78百万円減少し、3億60百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の減少4百万円、無形固定資産の減少0百万円、投資その他の資産の減少3億73百万円であります。

流動負債は48百万円増加し、3億5百万円となりました。

固定負債は12百万円増加し、4億69百万円となりました。

純資産は21億21百万円減少し、8億48百万円となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少26億15百万円、為替換算調整勘定の増加5億6百万円等であります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当第3四半期連結累計期間においては特筆すべき事項はありません。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社グループのコンテンツ事業は足元の受注状況が将来的に継続するわけではなく、コンテンツタイトルの当たり外れにより受注や印税等が大きく左右される側面があり、当初の予想から大きく乖離する可能性が高い環境にあります。

また、当社グループに係争中となっている訴訟案件が複数あり、判決の内容によっては大きな損失を計上せざるを得ない状況となることや、保守的に引当金を繰り入れた債権等を回収した場合には多額の利益が発生することなどから、利益計画を精査可能な状況にはありません。

したがって、2026年9月期の連結業績予想につきましては、現時点で正確な見積もりをすることが困難なため、業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,657,300	1,029,801
受取手形及び売掛金	111,205	113,849
商品	60,069	83,264
仕掛品	20,627	20,403
短期貸付金	1,479,934	-
その他	119,445	44,623
貸倒引当金	△502,403	△28,103
流動資産合計	2,946,180	1,263,838
固定資産		
有形固定資産	4,862	-
無形固定資産	494	-
投資その他の資産		
関係会社株式	742,820	-
長期貸付金	0	-
長期未収入金	-	2,068,924
破産更生債権等	4,431	432,779
その他	246,125	22,823
貸倒引当金	△259,958	△2,164,439
投資その他の資産合計	733,418	360,087
固定資産合計	738,775	360,087
資産合計	3,684,956	1,623,926

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,168	28,127
短期借入金	2,897	20,769
未払費用	156,698	178,753
未払法人税等	25,629	16,448
その他	48,344	61,268
流動負債合計	256,737	305,368
固定負債		
長期借入金	50,079	57,238
関係会社長期借入金	378,369	378,369
その他	29,164	34,075
固定負債合計	457,613	469,682
負債合計	714,350	775,051
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,378,237	4,378,237
資本剰余金	6,488,816	6,488,816
利益剰余金	△7,397,669	△10,013,379
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	3,428,423	812,713
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,946	-
為替換算調整勘定	△544,022	△37,575
その他の包括利益累計額合計	△525,076	△37,575
新株予約権	67,257	73,737
純資産合計	2,970,605	848,875
負債純資産合計	3,684,956	1,623,926

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
売上高	603,409	771,877
売上原価	377,349	529,882
売上総利益	226,060	241,995
販売費及び一般管理費	268,559	347,382
営業損失(△)	△42,499	△105,387
営業外収益		
受取利息	34,812	45,969
為替差益	29,026	88,523
その他	8,494	15,866
営業外収益合計	72,333	150,359
営業外費用		
支払利息	12,592	19,646
株式交付費	45	1,179
持分法による投資損失	4,503	1,255,949
貸倒引当金繰入額	942	2,468
その他	910	1,696
営業外費用合計	18,993	1,280,939
経常利益又は経常損失(△)	10,840	△1,235,966
特別利益		
関係会社株式売却益	102,433	-
特別利益合計	102,433	-
特別損失		
減損損失	-	6,034
貸倒引当金繰入額	-	1,384,042
特別損失合計	-	1,390,076
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	113,274	△2,626,043
法人税、住民税及び事業税	24,243	17,816
法人税等調整額	1,251	△28,150
法人税等合計	25,494	△10,334
四半期純利益又は四半期純損失(△)	87,779	△2,615,709
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	87,779	△2,615,709

四半期連結包括利益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	87,779	△2,615,709
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	62,636	487,500
その他の包括利益合計	62,636	487,500
四半期包括利益	150,416	△2,128,209
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	150,416	△2,128,209

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第3四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(追加情報)

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員的不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。シンガポール共和国での損害賠償請求訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められております。また、タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年8月10日に、JTAが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ(日本円で約265億円)などの支払をGLに対し命じる第一審の判決が下されました。

当社では、2026年8月10日のタイ王国における損害賠償請求訴訟(第一審)の敗訴を受け、当該判決の内容に加え、GL社の業績及び関連する他の訴訟の進捗状況等を総合的に勘案した結果、今後の悪影響を考慮し、四半期連結財務諸表上の関係会社株式(GL社株式)の帳簿価額を0円まで減額することとし、当第3四半期連結会計期間において、GL持分法投資簿価を全額損失処理(持分法による投資損失に計上)いたしました。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったJTAは、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員的不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。G Lといましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に应じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求はお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年8月10日に、J T Aが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をG Lに対し命じる第一審の判決が下されました。今後につきましては、G Lは控訴審にて引き続き控訴を行う予定ですが、外部専門家とも協議を行い、本件訴訟により与えられた損害回復に努めてまいり所存です。

ロ) (E H A) 暫定的資産凍結命令訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E H A) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (E H A) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD.（以下、「E H A」という。）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T AがG Lに対して実施した投資（転換社債合計2億1千万米ドル、及びG L株の購入他5億27百万タイバーツ）について、G L Hが他の被告と共謀し、J T Aに投資を促すために、G Lの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE H Aも参画しているという主張からE H A他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aはシンガポールにおいて、G L H、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ニ) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aが当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA. P. F. Group Co., Ltd. に対し此下益司氏及びG Lの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aが24百万米ドル(約26億円)の損害賠償の支払いを当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA. P. F. Group Co., Ltd. ※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億30百万ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S Gドルの支払いを命じました。別途、G L H及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000 S Gドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。 当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG Lとしましては、当該損害賠償請求金額相当金額が当社持分法適用関連会社G Lの連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S G ドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000 S G ドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人 Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。これに対して、G Lは、G L Hの債権者として、同手続きに異議を申し立てると共に、G L Hの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立を棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追及していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追求をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

(2) 当社グループの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、GL及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいり所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリースリングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社GLの子会社であったGL Finance PLC. (以下、GLF) は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースリングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、GLFでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

4. 昭和ホールディングスに対し実施した担保権実行に伴う株式取得に係る会計処理について

当社は、2026年6月26日に、当社の親会社であった昭和ホールディングス株式会社(以下「昭和HD」といいます。) に対する貸付金を被担保債権として設定を受けていた根質権を実行し、株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、昭和ゴム株式会社及び株式会社ルーセント(以下「本件4社」といいます。) の株式を取得しましたが、昭和HDは、令和8年7月13日、東京地方裁判所に対する申立てにより、当社を債務者として、本件4社株式等の譲渡及び質権の設定その他一切の処分を禁止する仮処分命令を得ており、上記根質権の設定や株式の取得は無効であり、本件4社株式の株主は依然として昭和HDである旨を主張していること、さらに、昭和HDは、令和8年7月17日、東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされ、同日付で保全管理命令が発令されたことを受け、今後、仮に更生手続開始決定がなされた場合には、管財人により本件根質権設定行為等について否認権が行使される可能性も否定できない状況にあることから、本件4社は、連結の範囲には含めず、本件4社の取得はなかったものとして取り扱い、貸付債権のまま会計処理することといたしました。また、当社は、昭和HDに対する貸付金等について、破産更生債権等に準ずる債権として区分しております。また、昭和HDが令和8年7月17日付の更生手続開始の申立て及び保全管理命令の発令の状況等に鑑み、その回収可能性を慎重に検討した結果、下記(1)(2)の対象債権1,174百万円の全額について貸倒引当金を計上することとし、特別損失に貸倒引当金繰入額1,174百万円を計上することといたしました。

(1) 破産更生債権(昭和HDに対する貸付金及び未収利息並びに立替金) 428百万円

(2) 長期未収入金(当社から株式会社日本橋本町菓子処に貸付し、同社が昭和HDに対して有する貸付金及び未収利息に係るもの)の一部 745百万円

合計 1,174百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)

当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	865千円	557千円
のれんの償却額	一千円	13,708千円

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 2024年10月1日 至 2025年6月30日)

主たる事業地域	
日本	547,626千円
インドネシア	2,435千円
ベトナム	31,392千円
タイ	21,955千円
顧客との契約から生じる収益	603,409千円
その他収益	一千円
外部顧客への売上高	603,409千円

当第3四半期連結累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

主たる事業地域	
日本	673,205千円
インドネシア	10,424千円
ベトナム	72,882千円
タイ	15,365千円
顧客との契約から生じる収益	771,877千円
その他収益	一千円
外部顧客への売上高	771,877千円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月14日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 吉 澤 将 弘

業務執行社員

公認会計士 萩 原 眞 治

限定付結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

（追加情報）に関する注記（1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、（追加情報）に関する注記（2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について）に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「JTA」という。）からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償請求訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年8月10日に、JTAが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をGLに対し命じる第一審の判決が下された。さらに、（追加情報）に関する注記（3. GL Finance PLC. のファイナンスリースライセンストークと会社清算について）に記載のとおり、GL子会社であったGL Finance PLC.（以下、GLF）が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースライセンストークの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続が進められている。

当監査法人は、前連結会計年度の監査において、上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するGL持分法投資（前連結会計年度末（2025年9月期末）の関係会社株式簿価7億円）の評価に悪影響が生じる可能性があり、その影響額を合理的に見積もることが困難であったことから、GL持分法投資評価等について十分かつ適切な監査証拠を入手できず、前連結会計年度の連結財務諸表に限定付適正意見を表明した。

会社では、2026年8月10日のタイ王国における損害賠償請求訴訟（第一審）の敗訴を受け、今後の悪影響を考慮し、当第3四半期連結会計期間において、GL持分法投資簿価を全額損失処理した。この結果、従前までに生じていたGL持分法投資評価における監査範囲の制約の影響は当第3四半期連結会計期間末において事実上解消された。

しかし、当連結会計年度のGL持分法投資の期首残高（前連結会計年度末（2025年9月期末）の関係会社株式簿価7億円）に関しては、前連結会計年度の監査における監査範囲の制約は解消しておらず、当該数値に修正が必要になるか否か判断できていない。

当監査法人は、当該制約が及ぼす可能性のある影響は、当連結会計年度の第3四半期連結累計期間のGL持分法投資の期首残高、関連する持分法投資損益やそれらの比較情報に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではないと判断した。このため、当監査法人は、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務

諸表についても限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上